

重点地区まちづくり計画を 検討する区域の指定の理由書

- 1 重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
補助 156 号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区

- 2 理由

東京都市計画道路補助線街路第 156 号線（以下「補助 156 号線」という。）の未着手区間については、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成 28 年 3 月）」において優先整備路線に位置付けられている。現在、東大泉四丁目から西東京市境までの延長約 1,410m の区間において、事業者である東京都が、事業着手に向けて測量作業を進めている。

区は、補助 156 号線の整備にあわせて、沿道での周辺環境と調和した土地利用を促すとともに、その周辺地区では、みどり豊かで快適な住環境の形成を目指してまちづくりを推進することとしている。

今後、地域の皆様とまちづくりの協議を進めるにあたり、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）第 42 条に規定する「重点地区まちづくり計画を検討する区域」（以下「検討区域」という。）を定める。

- 3 整備方針

補助 156 号線の整備を契機として、沿道では周辺と調和しつつ、建物の中層化を図り、周辺地区では、適切な生活道路を配置し、みどり豊かで快適なまちの形成を推進する。